

## 第5回 勝山市上下水道料金制度審議会 会議録

日時	令和7年9月30日（火）午後2時00分～午後4時00分
場所	勝山市役所 3階 第1・第2委員会室
出席者	<p>(委員)            杉山泰之委員、海崎順一委員、片田武彦委員、土谷啓子委員、久永優子委員、笠松富士美委員、池田修委員、川上浩史委員、竹内哲二委員、辻尊志委員            (10名)</p> <p>(事務局)            安岡上下水道課長、春木上下水道課長補佐、西村上下水道課係長、島田上下水道課係長、加藤上下水道課係長 (5名)</p>
議事録	
1. 開会	
2. 前回議事録の確認	
3. 議事	
(1)下水道使用料改定の基本方針について	(事務局より下水道使用料の基本方針について説明後、質疑応答)  委員 14ページの表で、A②の基本使用料が1.25倍となっているが、この根拠はなにか。  事務局 12ページで下水道使用料のうち基本料金について検討しているが、ここで使用料対象経費として算出した1.2211倍を1.25倍として14ページの表を作成している。  会長 前回の水道料金と同様に、使用料対象経費をそのまま経費とすると使用料が現在の2倍を超えてしまうため、減価償却費や資産減耗費などを企業償償還金や改良にかかる人件費に置き換えて使用料対象経費を計算し、このうち固定費に関する部分だけを抜き出し基本使用料の金額を算出している。これを1件当たりの月額にまで落とし込んでいるのが12ページの表となり、基本料金は1.2211倍する必要があるとなっている。また、14ページで純損失を解消するために必要な従量使用料を計算しており、従量使用料は1.09倍とする必要があるとなっている。15ページからは基本水量の部分について使用料を取らない場合と取る場合を比較しており、基本水量有りで基本使用料1.25倍、従量使用料1.09倍としたのがパターン①、基本水量の単価を6円/m <sup>3</sup> とし基本使用料1.20倍、従量使用料1.09倍としたのがパターン②、基本水量の単価を13円/m <sup>3</sup> とし基本使用料1.15倍、従量使用料1.09倍としたのがパターン③となっている。  皆さんから特に質問が無ければ引き続き(2)純損失の解消について事務局より説明してもらう。その後で(1)下水使用料改定の基本方針についても追加の質問があればしてほしい。

(2)純損失の解消について	(事務局より純損失の解消について説明後、質疑応答)
委員	23 ページで使用料改定後の改定率が 1.14 倍となっているのは、先ほどの(1)でシミュレーションした基本使用料 1.2211 倍と従量使用料 1.09 倍を併せて平均で約 1.14 倍となっているということか。
事務局	そのとおり。
委員	24 ページの水道における料金改定前後の検証で内部留保資金の他に積立金が計上されているが、積立金を取り崩せば料金を上げなくてもいいのではないかと思うが、この積立金を計上しているのはどういうことか。
事務局	下水道事業会計は昨年度から公会計となり積立金はないが、水道事業会計は以前から公会計で運営しており積立金があることから計上している。4 条予算は国庫補助金や企業債、一般会計の繰入金で改良工事を実施しており、必ず不足額が出てくる。この不足額に対しては 3 条予算の減価償却費など現金支出が伴わない支出を充てることでできるようになっており、こうした内部留保資金を確保し 4 条予算の不足分を補填することで会計を健全に運営していくことができるようになっていくことを示しておきたいと考えている。今回の純損益の見込みについては積立金の取り崩しを含めて想定しているものではなく、積立金については将来的な資産維持にかかる費用や緊急的な支出に対応するため維持していく必要があることから、積立金を取り崩し、料金改定はしないということは考えていない。現行の料金体系のままではこの積立金を取り崩さないと純損失が発生していくため、料金改定を行い解消していきたいと考えている。料金改定後に余剰があれば積立金としていくことになると考えている。
会長	今回シミュレーションとして 3 つ示されているが、今後この審議会としては、料金をいくらぐらい上げるのか、基本水量はどうするのかといったことなど料金改定について何らかの形を決めて提案していく必要がある。
事務局	これまでの審議会では、水道と下水道の現状や将来の見込み、料金算定の基本的な考え方などを説明し、これに沿って算出した料金等の改定率を示してきた。また、基本水量の考え方として、現行の 10 m <sup>3</sup> までを基本水量として従量料金を取らない場合と 1~10 m <sup>3</sup> でも従量料金を取る場合についていくつかパターンを示した。今後の審議会では、これまでの内容を踏まえて、具体的な料金設定案を示しながら審議していただければと考えている。これまでの審議会で委員から、改定率は合わせたほうがわかりやすいのではないか、事業所からもう少し料金をとってもいいのではないかなどの意見をいただいている。こうした意見を反映しながら具体的な料金改定の案を提示し、審議会で協議いただき、最終的な料金改定の方針を答申として示していくように進めていきたいと考えている。
会長	各委員は様々な意見を持っていると思う。今後の審議でもそれぞれの立場か

	(3)水道事業における加入金、負担金について	ら意見を出していただければと思う。
委員		(事務局より水道事業における加入金、負担金について説明後、質疑応答) 加入金は改定、負担金は廃止ということで市民の負担軽減ができると思う。 しかし、人口減少が進んでいる中で、これまでやってきた加入金・負担金の制度を変えてしまうことにメリットはあるのか。また、負担金を廃止することだけが何か問題があつて廃止ということか。
事務局		負担金の廃止については、金額の算出根拠となった各地区の水道施設整備が既に完了していることから、今後、新規水道加入者からは負担金ではなく加入金として料金をいただきたいという考え方から廃止としたものである。また、現行では加入金と負担金の両方をいただきおり、一番安価な場合でも合わせて 11 万円をいただいている。負担金を廃止し、加入金を値上げするとしても、現在の料金より安く設定することで水道使用者の新規獲得に繋げたいと考えている。大口径の場合は現行に比べかなり高額となるが、実施に新たに水道施設を整備したり改良したりするとなるとこれ以上の費用がかかることも踏まえ、今回提出した資料では理論流量比などから各口径の単価を算出し、提案している。
委員		一般家庭では口径が 13mm か 20mm がほとんどだと思うが、13mm の加入金を 5 万 5 千円とすると、現在もらっている加入金と負担金より少なくなる。 一般家庭は安くなるからいいかもしれないが、水道料金を上げようとしているところに、逆に減額となる改正を合わせてもいいのか疑問に思う。
事務局		加入金と負担金の改正について、加入金の設定金額が妥当かどうかは再度検討したい。
委員		負担金については該当地区の戸数で按分しているということだが、区域の戸数が少ないところは負担が多くなってしまうという感じがした。負担金を廃止することだが、加入金を増額することで、負担する区域を勝山市全体とするようなイメージかと思ったが違うのか。
事務局		加入金は新規加入や改造の際に口径別にいただいている。負担金については地区によって整備した年代や費用、戸数などが異なることから地区別で金額設定されている。北谷やその隣接地区などでは、もともと簡易水道だったものを水道施設に統合していることから、負担金額は最も高い 33 万円となっている。最後に施設整備したのは平成 30 年で 7 年以上経っている。この間に既に整備費用の不足分は負担金として回収されていることから、これまでの加入者と不均衡はあるものの、今後は加入金を増額し、水道に加入する権利という意味で料金をいただきたいと考えている。
委員		加入金と負担金の支払いがあるのは 1 回だけということか。
事務局		加入金と負担金は水道を開栓する際に一度だけ支払うものである。改造の場合はそれぞれの口径の差額分だけを支払いしていただく。
委員		加入金と負担金の実際の実績を教えてほしい。

事務局	令和6年度の実績については31ページの右側に記載しており、加入金は252万円、負担金は316万8千円で、合わせて568万8千円となっている。今回改定のパターンを4つ提案しているが、令和2年度から令和6年度の5年間の加入実績を基に推定した場合、ケース②が実績と近い金額となっている。加入金と負担金の合計は現状より下がるが問題ないのか。水道の会計全体としては収入の合計という意味でマイナスとなるものになるが。
委員	加入金と負担金についても貴重な財源として考えているが、加入金を増額し負担金を廃止することで、新規加入者が負担する費用を抑え、水道への加入を増やしていきたいという思いがある。
事務局	加入金と負担金についても貴重な財源として考えているが、加入金を増額し負担金を廃止することで、新規加入者が負担する費用を抑え、水道への加入を増やしていきたいという思いがある。
委員	27ページで負担金があるのは勝山市だけということだが、水道協会などで加入金と負担金の徴収方法などについて指導はあるのか。
事務局	加入金については算定方法が示されている。負担金は特に決まりはなく、負担金を取っている自治体は県内では勝山市だけとなっている。
委員	これまで個人の方がA地区で家を建てた場合、3万3,000円と7万7,000円で合計11万円を支払っていた。今後は、今回の案でいけば5万5,000円で済むということになる。以前に家を建てた人は11万の負担金と加入金を払っていたが、今後は5万5,000円となり、以前の半分で済んでしまうということになる。確かに整備は済んでいるが、そこで生活している人に対して平等ではない。後から入ってきた人が少ない金額で済むことになる。今から料金改定をして金額を上げていこうという時に、こうした減額となる改正も合わせて出すとかえって複雑になるように感じる。
事務局	水道料金は使用している間ずっと支払っていただく料金となるが、加入金は新規に加入する際に一度だけ負担していただくものとなる。負担金は県内で勝山市だけが設定しているものであり、その根拠となった水道施設の整備についても既に完了している状況であることから、新旧の水道使用者で不公平感は残るもの、加入金を他市町の状況に合わせて増額するとともに、負担金を廃止したいというのが今回提案した内容となる。料金は上げるのに加入金と負担金の総額は下げるところから違和感があるという意見を受け取った。
委員	負担金をやめて、そのやめた分を何かしら加入金に含めてもらっていくという考え方か。
事務局	加入金はこれまで他市と比べて安価であったが他市にはない負担金を合わせてもらっており、総額としては他市に比べて高い金額となっていた。今回の案では、負担金は廃止、加入金は他市の平均値にするということで示したものとなっている。加入金は水道施設を使用する権利を得るという意味でいただくものと考え、これまでよりも少し金額を増額し、整備にかかった費用の一部を負担するものであった負担金は廃止するという考え方である。
委員	勝山市全体の戸数で整備にかかった費用を割り返し、その分を加入金に上乗せするということはできないのか。
事務局	地区ごとに整備した時の費用があり、そこから国庫補助金や企業債を除いた部分について一部その地区の皆さんに負担していただいたものが負担金だつ

	た。 その地区で整備にかかった費用が違うことから、地区ごとに負担金の金額が違う。整備されてから年数も経っており、実質的には費用の負担部分は既に徴収されている。今回、料金改定の検討にあたり、加入金と負担金についても合わせて改正を行いたいという思いから資料を提出したものである。もし業者が宅地開発して土地を分譲する場合、その土地に水道管を整備してほしいという要望が出ると思うが、こうした時は市が負担して整備するのか、個人が負担するのか。
委員 事務局	例えば、ある企業が新たに工場を建てるといった場合には企業負担で整備することとなる。アパートなどではメーターの設置の仕方によるが、一戸ごとにそれぞれ整備する場合や所有者が一つだけ給水装置を整備し、そこから分岐して各戸に水道設備を整備するなどが考えられるが、この場合は市が整備することになる。新たな水道加入者が2件以上あれば市が整備するということになっている。水道の利用が大規模となる場合は水道施設の整備費用も高額となることから、事業者側にも負担いただけないかとも考えている。
委員 事務局	今後の件数をこれまでの平均で計算しているが、新規で年間28件というのは、今後もこのぐらいの数字になるだろうという予測か。
委員 事務局	31ページの表では過去5年間を平均して年間39件が新規に水道に加入するという想定をしている。見込みは40件で試算しているが、加入金と負担金の収入は若干少なくなる。それぞれのケースで試算したものが31ページの表となっている。今後もこのとおり新規加入が増加するかどうかはわからないが、近年は人口は減少しているが世帯数は増加しているような状況であることから、新規軒数はある程度見込めると考えている。
委員 事務局	負担金の金額が減るのは非常に良いことだと思う。確認をいくつかしたいが、加入金と負担金というものは上水道の新規加入の際にかかるもので、今現在井戸水を使ってる家庭についてはこの支払いはないということで良いか。
委員 事務局	そのとおり。井戸を使っている家庭で下水道に接続している家庭については井戸メーターが設置してあり、井戸メーターで計量された量を下水道の使用量として使用料をいただいている。井戸をやめて水道を使用するとなった場合に加入金と負担金をいただくこととなる。
委員 事務局	2点目は、ネットで調べると負担金を分割で支払うという制度があるが、令和9年度から負担金を廃止するとなると支払いが完了していないタイミングで廃止となるのではないか。そうした場合はどうなるのか。
委員 事務局	負担金を分割して支払うという制度はない。水道を使用するとなった場合、上下水道課に給水台帳を提出することとなり、その際、加入金と負担金を納入していただきメーターを渡すことになる。
委員	生活困窮となっているような家庭、高齢者世帯や障害者世帯が多いが、こうした家庭では負担金が払えないために水道が引けないという状況は実在すると思う。負担金がなくなれば水道を引けるようになるのではないかと思う。敦賀市とあわら市では加入金を取っていないがその理由がわかるのであれば

	教えてほしい。
事務局 委員	確認して次回お知らせする。 口径 13mm の単価を見ると今回勝山市が想定している 5 万 5,000 円は他市の平均値となっているが、口径が 20mm 以上になると今回の案では他市に比べて高めなっている。全体の合計としては現状から収入が減らないように必要かとは思うが、もう少し検討できないかと思う。
事務局 委員	口径 13mm、20mm、25mm について、それぞれ他市の平均値で単価を設定することも検討したが、収入が現状に比べてかなり安くなってしまうことから今回のケースでは提示していない。今回いただいた意見を参考に再度検討したい。 本日は 5 回目の審議会だが、最終的には答申としてまとめていく必要がある。これまでいくつかの案を提示してもらっているが、基本的な案をひとつ出して検討していくことが必要ではないか。結局、委員の多数決で決めるのではなく、話し合いを経て委員の全会一致で方針を決めるという形で進んでいくことが望ましいと考える。
会長	審議会として、最終的に委員の多数決ではなく、審議会全体の総意として料金改定の方針を出せるといいと考えている。残りの会議でそういった議論ができるべきと思う。
事務局 委員	事務局としても、今後の審議会ではある程度方針を決めて具体的な案を提案し、審議いただきたいと考えている。できるだけシンプルで分かりやすい説明資料を作成して提示していきたい。 加入金、負担金の議論も必要とは思うが、大きな本題である料金の改定について方針を取りまとめていけるよう審議したい。
事務局 委員	次回の審議会からはより具体的な料金や使用料の改定方針について議論していただけるよう資料を準備していきたい。 加入金の改定の件で、40mm 以上の口径のところが現行と比べて非常に高額となっている。このような金額設定になると新たな企業が勝山市に進出し難くなると思う。企業は経営していく中で法人税などを市に収めることで地元に協力していこうという思いがあるが、とっかかりのところで費用が高いとそれだけでやめてしまうのではないか。もう少しそういった面も考慮してもらえると良い。
事務局	了解した。
4. 事務連絡	(今回の開催日程について調整)
会長	第 6 回は令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 2 時からの開催としてよろしいか。（各委員同意） では、第 6 回は令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 2 時からとする。 その他として何かあるか。
事務局	特になし。
5. 閉会	